

1	企業実習付(デュアルシステム)コース【仕様書】	
2	第1章 企業実習付(デュアルシステム)コース	2
3	第1 訓練定員	2
4	第2 訓練開講(開始)	2
5	第3 訓練期間及び訓練設定時間	2
6	第4 訓練内容	2
7	第5 委託費の支払いについて	3
8	第6 実習訓練受講中の事故発生に備えた取扱い	4
9		
10		
11		
12		

13 第1章 企業実習付(デュアルシステム)コース

14 民間教育訓練機関等を活用した座学訓練と事業主等への委託による企業実習及び企業実
15 習先での能力評価を行う職業訓練コース

16 第1 訓練定員

17 30名以内 様式3に「最小開講可能定員数」を記載すること。
18

19 第2 訓練開講(開始)

20 令和7年6月～令和7年9月
21

22 第3 訓練期間及び訓練設定時間

23 訓練期間は4か月とする。また、訓練設定時間は週5日、1日5時間程度の訓練カリ
24 キュラムを標準とする。

25 (内訳)

訓練設定	総訓練設定時間 400 時間(標準)
訓練導入講習	24 時間以上 60 時間未満
訓練(座学)	
企業実習	1 か月以上で総訓練期間の 1 / 2 以内

26

27 第4 訓練内容

28 ・訓練導入講習、座学、企業実習の組合せによる訓練
29 ・企業実習受講者の能力評価を行うこと。(受託機関：実習先企業と相談の上で評価
30 シートを作成 実習先企業：受講者の能力評価・評価シート交付)
31

32 (1) 訓練導入講習

33 訓練受講の目的を明確化して就職意欲を喚起すると共に対象者の職業能力を効
34 果的に高める為の訓練導入講習を行うもの。

35 ● 訓練導入講習については訓練当初(本訓練前)に実施し、各委託先のノウハウ
36 や経験を反映しつつ、次の①から⑤までに掲げる内容を盛り込み、③については必
37 ず実施すること。

38 ① 修了後に予想される就職先の職種に関する求人、労働条件、必要な免許・資格・
39 実務経験等、雇用の状況に関する理解の促進に資するもの。

- ② 修了後に予想される就職先の職種について、企業が求める人材像の理解促進に資するもの。(企業人事担当によるセミナー等)
- ③ 修了後に予想される就職先の職種について、現職従事者との意見交換、模擬実習体験等、当該職種の職業体験機会となるもの。(単なる事業所見学にならないよう留意すること)
- ④ 当該訓練の受講意欲の喚起に資するもの。
- ⑤ 職業に必要なビジネスマナーの向上に資するもの。

(2) 企業実習

- 企業実習については、次の事項に従うこととする。
- ① 受託先が企業やNPO法人等に再委託して実施することを原則とし、受託機関によって開拓の上、契約締結前に職業能力開発校の承認を得ること。実習先を変更する場合にも、再度職業能力開発校の承認を受けること。
- ② 週5日、1日5時間の訓練カリキュラムを標準とするが、実習型訓練については、座学訓練で習得した知識・技能をもとに実際の職場において、より実践的な能力の習得を図る訓練内容とし、訓練対象者の有する技能・知識を勘案してコースごとに弾力的に設定すること。
- ③ 訓練に関係のない業務に従事させないこと。
- ④ 訓練が作業を伴う場合には、安全、衛生、その他の作業条件について、労働基準法(昭和22年法律第49号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定に準ずる取り扱いとすること。
- ⑤ 原則として、時間外、夜間、泊まり込み等による訓練を実施しないこと。
- ⑥ 中途退所者には評価シートを交付せず、企業実習終了時点で評価を行い交付すること。
- ⑦ 当該実習は訓練であることから、訓練期間中について、受講者への金銭の授受は行わないこと。

第5 委託費の支払いについて

①訓練実施経費※1	単価上限 60,000 円×受講者数×対象月数
②訓練導入講習費※2	単価 8,000 円×受講者数
③評価手数料※3	単価 4,880 円×受講者数

※1 訓練導入講習が当該訓練において一体的に実施されるものであることに鑑み、訓練導入講習を当該月の座学訓練又は実習型訓練の訓練設定時間と合計して本要領「第5 委託費の支払いについて」により支払い額を算出する

- 72 ※2 訓練導入講習費については、本要領「第5 委託費の支払いについて」は適用し
73 ないが、受講者の中途退所等により、訓練導入講習が行われた時間が、24 時間未
74 満の場合（訓練生が24 時間以上受講していない場合）には、訓練導入講習費は支
75 払わないものとする。
- 76 ※3 実習訓練終了後に訓練生の能力評価を行い、職業能力証明シートを交付した場
77 合には支払うこととし、訓練生が中途退校した場合等により当該訓練生に対する
78 能力評価を行わなかった場合には、当該者分の評価手数料を支払わないものとし
79 る。

80

81 第6 実習訓練受講中の事故発生に備えた取扱い

- 82 実習訓練を実施中の訓練生による実習先企業の設備や他人に対する損害賠償責任に
83 対する民間保険への加入を義務づけるものとする。

84